



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 筑 邦 銀 行
代 表 者 取締役頭取 佐 藤 清 一 郎
(コード番号 8 3 9 8 福証)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 石 井 智 幸
(TEL 0942-32-5353)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 90 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築しながら、株主からの信任の機会を増やすために取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することとし、定款第 23 条(任期)を変更するものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 33 条(社外取締役との責任限定契約)および定款第 44 条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。
なお、定款第 33 条(社外取締役との責任限定契約)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 26 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 26 日 (木)

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>②補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>第24条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>②(削除)</p> <p>第24条～第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第33条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第33条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第43条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条～第43条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第44条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第45条～第52条 (条文省略)</p>